

## 東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料の大臣認定不適合等に関する 記者会見での質疑について

### 1 概要

東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料である「東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承」について、①大臣認定の内容に適合しない製品を販売していたこと(大臣認定不適合)、②不正な申請書を提出し建築基準法に基づく性能評価・大臣認定を受けていたこと(大臣認定不正取得)が判明した旨、同社から国土交通省に報告があった。

### 2 国土交通省における対応

#### (1) 大臣認定の取消し

不正取得に係る免震材料の大臣認定製品3種類について、13日付けで取り消した。

#### (2) 東洋ゴム工業(株)に対する指示

①大臣認定不適合が判明した免震材料が設置された建築物の所有者に、その旨を早急に説明するとともに、速やかに構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。

②構造安全性の検証を踏まえ、必要なものについては免震材料の交換・改修その他必要な対策を速やかに実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。

#### (3) 特定行政庁に対する要請

大臣認定不適合が判明した免震材料が設置された建築物について、東洋ゴム工業(株)からの報告を受けて、建築基準法上の不適合状況の確認、構造安全性の検証結果を踏まえた是正指導を行うよう要請した。

### 3 記者会見での質疑

#### (1) 対象建築物

宮城県内では5棟(県有施設、市町村有施設は該当なし)。

国土交通省では、風評被害のおそれなどを勘案して、現段階では、個別の物件名は公表していないことから、県では、東洋ゴム工業(株)からの報告を待っている状況である。

#### (2) 県の対応

東洋ゴム工業(株)からの報告等をもとに、建築基準法上の不適合状況を確認し、構造安全性の検証結果を踏まえた是正指導を予定している。